

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和 2 年度定期監査及び行政監査報告（第 2 回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

記

第 1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

- (1) 総務部
行政管理課、人事課、情報システム課
- (2) 環境部
生活環境課、廃棄物対策課
- (3) 資産管理経営室
- (4) 監査委員事務局
- (5) 教育委員会
教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター

2 書面審査

- (1) 企画政策部
秘書課、企画政策課、地域創生課、広報課
- (2) 土木部
土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課
- (3) 危機管理室
- (4) 契約検査室
- (5) 会計室
- (6) 上下水道部
経営企画課、給排水課、維持管理課、建設課
- (7) 議会事務局

(8) 教育委員会

中央公民館、和田公民館、弥富公民館、根郷公民館、臼井公民館、
佐倉図書館、佐倉南図書館、市民音楽ホール、美術館

3 実地検査

教育委員会

佐倉小学校、臼井小学校、印南小学校、間野台小学校、王子台小学校、
臼井中学校

第2 監査の主眼及び方法

監査を実施するに当たっては、地方自治法第199条第1項の財務に関する事務、同条第2項の一般行政事務の執行が、同法第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の本旨に沿ってなされているかどうかについて、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

監査項目及び着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 複合施設における安全管理が適切に行われているか。

第3 監査の日程

令和2年10月23日から令和3年3月23日まで

第4 監査の範囲

令和2年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

※ 指摘事項：法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※【措置済み】：軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

（１）契約事務について

ア 事業の執行伺いの記載について（行政管理課、人事課、生活環境課、廃棄物対策課、資産管理経営室、教育総務課、社会教育課、文化課）

執行伺いについては、佐倉市契約事務要綱（令和２年４月１日施行（令和２年１０月１日施行前）による佐倉市契約事務要綱をいう。以下同じ。）第４条第１項により、必要事項を明記し、承認を得なければならない、と規定されている。

しかし、必要事項が明記されていない執行伺いが６１件（行政管理課２件、人事課４件、生活環境課２件、廃棄物対策課３件、資産管理経営室１０件、教育総務課２７件、社会教育課３件、文化課１０件）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 予定価格書について（資産管理経営室、指導課、文化課）

随意契約に当たっては、佐倉市財務規則第１４３条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第１３０条により、予定価格書を作成し、保管しなければならない、と規定されている。

しかし、次表のとおり、予定価格書が作成されていないものが６件認められた。

所属名	契約名称
資産管理経営室	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
	佐倉市役所敷地除草業務委託
	令和２年度佐倉市役所ひかり電話保守管理業務委託
	令和２年度佐倉市役所不要文書等運搬処理業務委託
	佐倉市役所市長室応接椅子張替工事
指導課	佐倉市立井野中学校回転釜修理

また、佐倉市財務規則第１４３条に規定されている随意契約の予定価格の比較価格（見積書と比較する価格）を算出する際に、１円未満の端数が生じた場合は、この１円未満の端数を切り捨てすべきところ、「旧堀田邸駐車場賃貸借」（文化課）については、誤って切り上げた数値を比較価格としていた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守するとともに、チェック機能を強化の上、適正な契約事務を確保されたい。

ウ 見積書について（行政管理課、人事課、生活環境課、廃棄物対策課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第15条第5項の準用規定により、同条第2項が適用され、見積書には、事業場所を明記しなければならないとされている。

しかし、次表のとおり、見積書に事業場所が明記されていないものが、44件認められた。

所属名	契約名称	記載漏れ
行政管理課	例規検索システムソフトウェア使用契約	1
	例規検索システムデータベース作成業務委託	1
	審査基準システムソフトウェア使用契約	1
人事課	令和2年度新規採用職員育成担当者研修講師委託	1
	令和2年度採用3年目職員研修講師委託	1
	令和2年度上期人事評価者研修（人事評価・目標設定研修）講師委託	1
	令和2年度再任用職員研修講師委託	1
	令和2年度本採用時研修ビジネス能力及びクレーン対応研修講師委託	1
	令和2年度メンタルヘルス研修講師委託	1
	令和2年度採用2年目職員研修講師委託 ※ 佐倉市契約事務要綱（令和2年10月1日施行）第28条第1項に抵触	1
	令和2年度育児休業代替任期付職員採用試験業務委託	1
	破傷風予防接種業務委託	1
	B型肝炎予防接種業務委託	1
生活環境課	令和2年度上志津原公衆トイレ浄化槽維持管理業務委託	1
廃棄物対策課	令和2年度一般廃棄物収集運搬業務委託（一般ごみ）（A地区）	1
	令和2年度一般廃棄物収集運搬業務委託（一般ごみ）（B地区）	1
	令和2年度一般廃棄物収集運搬業務委託（一般ごみ）（C地区）	1
	令和2年度一般廃棄物収集運搬業務委託（一般ごみ）（D地区）	1
	令和2年度一般廃棄物収集運搬業務委託（一般ごみ）（E地区）	1
	令和2年度動物死体収集運搬業務委託	1

	ペットボトル回収ボックスの購入	1
	令和２年度ペットボトル回収用ポリ袋購入	2
指導課	佐倉市立井野小学校給食室給排気機器修繕工事	1
	結核精密予防検診業務委託	1
	令和２年度学校検尿第三次精密検査業務委託①	1
	令和２年度学校検尿第三次精密検査業務委託②	1
	学校職員胸部エックス線撮影検査業務委託	1
	検診用防護ガウン購入	1
	検診用手指消毒用アルコール購入	1
社会教育課	令和２年度佐倉学オリジナル鉛筆購入	2
文化課	井野長割遺跡出土遺物レプリカ製作業務委託	2
	縄文土器修復業務委託	1
	青銅製錫杖保存処理業務委託	1
	金属製品保存処理業務委託	1
	佐倉縄文展リーフレット印刷製本	2
	臼井田宿内砦跡埋蔵文化財発掘調査報告書印刷製本	2
教育センター	令和２年度佐倉市学習状況調査問題用紙等印刷	3

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

エ 見積書を入れる封筒（封書）について（人事課、情報システム課、生活環境課、教育総務課、学務課、指導課）

随意契約における見積書の取扱いについては、佐倉市契約事務要綱第１５条第５項の準用規定により、同条第１項及び第２項が適用され、見積書は、封筒に入れ、封緘の上、提出しなければならない。また、見積書の封書には、宛名、見積書在中、事業名称、見積日、自己の名称又は商号を表記しなければならない。

「令和２年度畜犬登録システム保守業務委託」及び「令和２年度集合狂犬病予防注射の中止案内補助業務委託」（生活環境課）について、見積書の封筒がなかった。

また、次表のとおり、封書に「見積書在中」の表記のないものが３件、商号が表記されていないものが２件、見積日が表記されていないものが１０件認められた。

表記なしの内容	所属名	契約名称	記載漏れ
見積書在中	人事課	破傷風予防接種業務委託	1
		B型肝炎予防接種業務委託	1
	教育総務課	南部中学校体育館暗幕購入	1

商号	学務課	令和２年度佐倉市立小中学校校務支援システム等賃貸借(平成２６・２７・２８年度導入分)	1
		令和２年度佐倉市立小中学校LAN機器賃貸借(平成２６・２７・２８年度導入分)	1
見積日	情報システム課	令和２年国勢調査用品印刷	2
	学務課	図書検索用ソフトウェア「T00Li-S」使用ライセンス購入	1
	指導課	志津小学校給食調理員休憩所エアコン交換修繕	2
		佐倉市立根郷中学校給食用リフト改修工事	1
		佐倉市立佐倉中学校消毒保管庫修理 ※ 佐倉市契約事務要綱(令和２年１０月１日施行)第２８条第１項に抵触	2
		佐倉市立西志津小学校給湯器修理	1
		佐倉市立佐倉中学校牛乳保冷库購入	1

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 注文書について(文化課)

佐倉市財務規則第１４６条第３項の規定により、建設工事の契約において、請書を徴するときは、契約者に注文書を送付しなければならない。

建設工事の「旧平井家住宅屋根修繕」について、注文書を作成しておらず、契約者に注文書を送付していなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

カ 変更契約協議の専決区分について(人事課)

変更契約協議については、佐倉市財務規則(第３条)別表第３その１において金額により専決区分が規定されている。

「令和２年度職員定期健康診断業務委託」について、部長専決のところ、専決区分を誤り、課長専決で処理されていた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正に事務処理をされたい。

キ 随意契約の事前協議について(道路維持課)

随意契約における契約検査室との事前協議については、平成２５年３月２７日付け２４佐契第１０５３号により、設計金額が５００万円以上のものを対象事業としている。

「令和２年度ＪＲ佐倉駅南口駅前広場外６箇所清掃業務委託」について、設計金額が５００万円以上であるにもかかわらず、事前協議を実施していなかった。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

ク 随意契約関係書類について（人事課、文化課）

随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。

随意契約における事務手続きについては、契約検査室により、「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務についての進捗確認や誤りの防止に活用されている。

「埋蔵文化財掘削等業務委託（0.15～0.4 バックホウ・回送車）」の随意契約において、設計書の設計額と予定価格書の設計金額が相違しており、契約の締結起案に記載された設計金額についても、設計書の設計額と相違していた。また、同予定価格書に記載された算定式にも計算誤りが認められた。さらには、提出された見積書の確認も怠っていた。（文化課）

また、「令和２年度上期人事評価研修（人事評価・目標設定研修）講師委託」について、業務委託契約書に記載された業務委託の名称に、記載誤りが認められた。（人事課）

今後は、チェックリストの活用や、担当者及び審査者のダブルチェックの徹底など、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

（２）切手の管理について（生活環境課、臼井小学校）

切手については、私的流用、盗難防止策等、適正な管理を確保するため、切手受払簿を備え付けている。

切手受払簿の記載に関し、用途・送付先等の不記載が１件（生活環境課）、現在高の不記載が１件（臼井小学校）認められた。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（３）郵便切手等の交付について（行政管理課）

佐倉市文書管理規程では、緊急を要する文書の発送については、主管課において郵送することができ、当該主管課に交付した郵便切手又は郵便はがきについては、郵便切手等受払簿（別記様式第１７号）により、その受払いを明確にしておかなければならない、と規定されている。

同受払簿について、同管理規程に定められている様式と相違したものにより、運用されていた。

また、主管課に対しては、郵便切手等の払出しに当たって、その使途を明確にしておくよう、指導していなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守するとともに、使途の明確化に努められたい。

(4) 補助事業の交付関係書類について（教育総務課）

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき交付されている。

「佐倉市高等学校等奨学金」については、佐倉市高等学校等奨学金交付要綱第10条により、補助金の額の確定通知は確定通知書（様式第8号）による、と規定されている。

確定通知書について、実績報告日の日付誤りが2件認められた。

今後は、チェック機能を強化し、適正な補助金交付事務を確保されたい。

(5) 文書の収受について（人事課、廃棄物対策課、教育総務課、学務課）

佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印するものと規定されている。

負担金関係書類3件（人事課）、及び補助金交付申請に係る申請書3件（廃棄物対策課1件、教育総務課1件、学務課1件）について、文書収受印の押印がなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努められたい。

(6) 職員服務規程の遵守について（行政管理課、人事課、情報システム課、生活環境課、廃棄物対策課、資産管理経営室、教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター）

佐倉市職員服務規程第21条第1項により、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならない、と規定されている。

しかし、上記各所属の事務連絡等による市内出張において、出張命令書により行われていないものが認められた。

今後は、関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底を図られたい。

(7) 理科実験用薬品の管理について（佐倉小学校、臼井小学校、印南小学校、間野台小学校、王子台小学校、臼井中学校）

理科実験用薬品の管理について、管理台帳と現物の突合を実施したところ、次表のとおり同台帳の一部に不備が認められた。

学校名	不備の内容	件数	備 考
佐倉小学校	台帳記載漏れ	1	① ミヨウバン 4-1 R2.12.2 の使用学年・単元等記載漏れ

臼井小学校	台帳記載漏れ	2	① チオ硫酸ナトリウム五水和物 19-③ R2.7.21 の摘要欄選択漏れ ② チオ硫酸ナトリウム五水和物 19-④ R2.7.21 の摘要欄選択漏れ
	台帳記載誤り	1	① 塩化ナトリウム 6-① R2.11.6 の使用量記載誤り
印南小学校	台帳記載漏れ	6	① 大理石 14-③ R2.4.3 の摘要欄選択漏れ ② 亜鉛 16-1 R2.4.3 の摘要欄選択漏れ ③ メタノール① 25-1 R2.4.3 の摘要欄選択漏れ ④ メタノール① 25-1 R2.8.3 の摘要欄選択漏れ ⑤ メタノール① 25-1 R2.11.30 の摘要欄選択漏れ ⑥ 過酸化水素水 2-① R2.11.12 の現有量変更の記載漏れ
間野台小学校	台帳記載漏れ	1	① 水酸化ナトリウム 17-① R2.8.7 の摘要欄選択漏れ
王子台小学校	台帳記載漏れ	2	① カリウムみょうばん 9-⑤の容器No.記載漏れ ② カリウムみょうばん 9-⑤の使用済記載漏れ
臼井中学校	台帳記載誤り	1	① Mg 粉末 104-②の容器No.記載誤り

今後は、適切かつ正確に管理台帳を整備されたい。【措置済み】

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（1）補助事業の交付関係書類について（文化課）

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき交付されている。

「佐倉市文化財保存事業補助金」について、補助金交付申請書に添付する書類は、佐倉市文化財保存事業補助金交付要綱第5条第2項により、事業計画書、収支予算書、及び前年度決算書とする、と規定されている。

提出された交付申請書について、単年度の補助事業であったことから、前年度決算書の添付がないものが5件認められた。

今後は、佐倉市文化財保存事業補助金交付要綱を踏まえた適切な事務運用を図られたい。

(2) 郵便切手、郵便はがき等の保管について（行政管理課）

郵便切手、郵便はがき等は、現金等価物であることから、厳重な保管が求められるが、一部に不十分な取扱いが認められた。

郵便切手、郵便はがき等の保管については、万全を期されたい。

(3) 防犯器具（さすまた）の配備及び管理について（資産管理経営室）

防犯器具のさすまたについては、行政対象暴力への対応が必要であるとの安全安心管理官の指摘等を受け、平成25年度に施設管理上必要な備品として本庁内の各所属に配置されたものである。

一方、出先機関においては、さすまたが配備されている施設とそうでない施設がある。また、現状では、さすまたの配備及び管理責任の主体が、いずれの所属にあるのか明確ではない。

公共施設包括管理委託事業においても、さすまたの点検に関して、業務委託は行われていない。

現状において、さすまたの配備及び管理体制について、十分になされているとは言い難い状況にある。

関係所属により調整を図りつつ、さすまたの配備及び管理体制の在り方について、検討されたい。